

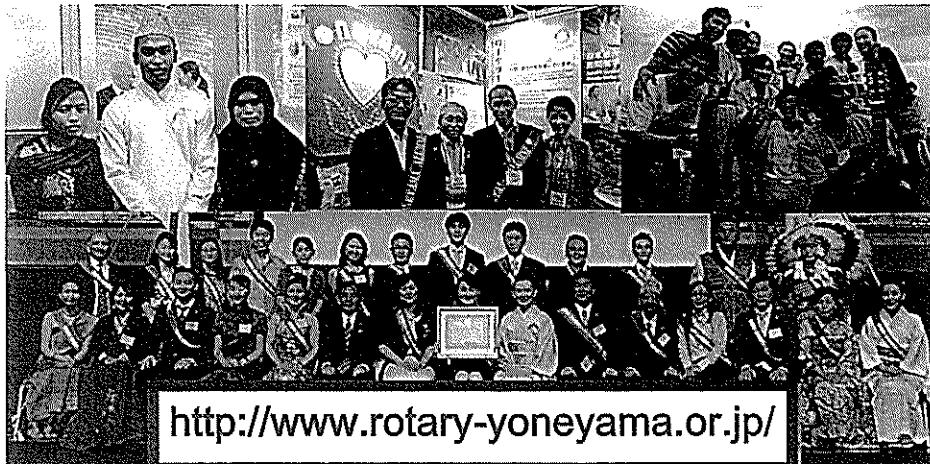


公益財団法人 ロータリー米山記念奨学会

自ら国際的な懸け橋として貢献することを目指す留学生を支援します

2015 年

奨学生募集



<http://www.rotary-yoneyama.or.jp/>

奨学金額（返済義務なし・月額）：博士・修士 14万円／学部 10万円／（大学以外）地区奨励奨学金 7万円

学内応募窓口： 国際課留学生係

締切：9月11日

応募したい方は国際課に仮申請書を提出してください。

学内選考にて被推薦者を決定します。

学内締切：2014年9月11日（木）17:00まで

学内選考で選抜された応募書類が、大学経由で 10/15 までに米山奨学会へ提出されます

I はじめに

1 目的

ロータリー米山記念奨学会（以下「米山奨学会」と表記）は、留学生の優れた学業の達成を支援し、同時にカウンセラーや世話クラブとの交流を通じ、ロータリー精神を学び、国際理解を深め日本と母国との懸け橋となるなど国際親善に尽くす人材を育てることを目的としています。そのため求められる奨学生の資質は、「①学業」、「②異文化理解」、および「③コミュニケーション能力」における熱意や優秀性にあります。

ロータリー米山記念奨学生（以下「米山奨学生」と表記）は、ロータリークラブを通して日本の文化、習慣などに触れ、社会参加と社会貢献の意識を育て、将来ロータリーの理想とする国際平和の創造と維持に貢献する人となることが期待されます。

①学業 学問に対する研究の目的・目標を明確にし、研鑽を重ねてその成果をあげる努力をする。

②異文化理解 異なる言語・文化・習慣などを理解する努力をする。

③コミュニケーション能力 人間関係における円滑なコミュニケーションを築き、自己の確立と共に他者を受入れる柔軟な姿勢をもつ。

2 特長

奨学金による支援だけでなく、ロータリークラブによる世話クラブとカウンセラーハウス制度があります。米山奨学生は、世話クラブの例会（会合）に毎月1回以上出席し、カウンセラーやロータリークラブ会員（以下「ロータリアン」と表記）との心のふれあいを通して眞の国際・文化交流および相互理解を深め、ロータリーの奉仕の心を共に学びます。

3 ロータリー米山記念奨学生の義務

1. 米山奨学生は、世話クラブであるロータリークラブの例会へ毎月1回以上出席します。
2. 年2回、奨学生レポートを当会に提出します。
3. 例会での卓話（スピーチ）を行い、世話クラブおよびロータリー地区の活動に積極的に参加するなど、ロータリアンとの交流を通して相互理解を深める努力をします。

4 奨学期間終了後も続くネットワーク（学友会活動）

米山奨学生の期間終了後も学友会活動を通して学友（元米山奨学生）同士のネットワークを広げ、ロータリークラブあるいはロータリー組織と連携した活動に参加することができます。

ロータリー米山記念奨学会学友会（元米山奨学生同窓会）は日本国内に31団体、海外では台湾、韓国、中国、タイ、ネパール、モンゴルの6団体、計37団体あります。

III 2015(平成27)学年度 学部・修士・博士課程ロータリー米山記念奨学生募集要項

1 募集と選考の方法

奨学生の募集および申込みは、留学生奨学金担当者（以下「学校担当者」と表記）を通して行われる。日本のロータリーは34地区で組織・構成され、各地区に選考委員会（以下「地区選考委員会」と表記）を設けている。地区選考委員会が、地区とその近隣に所在する学校を指定し、被推薦者数を提示し、学内選考によって相応しい学生の推薦を募るシステムで募集を行う。指定校は地区選考委員会にて毎年協議され、8月に公表される。指定校にて選抜された被推薦者に対し、地区選考委員会が書類審査・面接選考を実施する。面接は原則として日本語で行われる。なお、連合大学院に属する申込者は、直接指導を受け通学している学校を在籍校とみなし、その在籍校からの推薦が必要となる。また、複数キャンパスがある学校に属する申込者は、通学しているキャンパスの枠での申込みとなる。いずれも指定校になっていきが条件となる。

2 募集人員

約716名枠（新規：約543名 継続：約173名）

3 対象

2015年4月に、日本の大学・大学院および日本の大学と同等とみなされる高等教育機関（高等専門学校専攻科、専修学校高度専門士課程等）に在籍又は在籍予定の外国人留学生。

4 応募資格

下記の項目にすべて該当する者とする。

（1）国籍とビザについて

- ① 日本国籍を有する者は、応募資格はない。
- ② 応募資格を有する者は、日本以外の国籍（「日本国籍を含まない二重国籍」および「無国籍」を含む）を有し、勉学または研究のための在留資格「留学」で日本に在留している者、または日本の大学等に在学中で法務大臣から「難民」の認定を受けて日本に在留している者とする。

※条件付き応募について：応募段階の在留資格が「留学」、「難民」以外の場合は、2015年3月25日までに在留資格を変更し、住民票を提出することを条件に応募できる。

（2）指定校・大学推薦制度

当会が定める指定校に2015年4月に在籍、進学、編入し（連合大学院に属する申込者は、直接指導を受け通学している学校を在籍校とみなす）、その指定校の推薦を受けた者。指定校は文部科学省が所管する大学等を対象とする。

（3）在籍課程・学年

学 部 課 程 2015年4月に学部課程3・4年目（医・歯・獣医学部は5・6年目）、高専専攻科1・2年目、専修学校高度専門士課程3・4年目に在籍する者には、応募資格がある。

大学院修士課程 2015年4月に修士課程1・2年目に在籍する者には、応募資格がある。

大学院博士課程 2015年4月に博士課程2・3年目（医・歯・獣医学系博士課程は3・4年目）に在籍する者には、応募資格がある。

※ 上記と同等とみなされる課程・学年を在籍者に応募資格を与える。

※ 修業年限によって対象学年が異なる場合がある。

（4）学業・健康

学業優秀の他、異文化理解、コミュニケーション能力に対する姿勢や関心を持ち、心身ともに留学生活に耐えうる健全な者。

（5）博士の学位

「博士」の学位を既に取得している者に、応募資格はない。

ただし既に取得している博士の学位（名称）と異なる研究をする場合には、応募資格がある。

（6）年齢

1970年4月1日以降に生まれた者（45歳未満の者）。

（7）他の機関からの奨学金との二重受給の禁止

① 当会からの奨学金は、他の機関からの奨学金（以下「他奨学金」と表記）およびこれと同種の個人に与えられる補助金などと同時に受けすることはできない。ただし、地方自治体による学習奨励金（在住の留学生全員が受給の対象となるもの）、学術上の貢献に対する一時的な褒賞金、および授業料免除（減額）は他奨学金とみなさない。

② 当会奨学金と他奨学金に同時に合格した場合には、どちらの奨学金を受給するかを選択する。

③ 当会奨学金と同時に他奨学金を受給した場合には当会の奨学生としての資格が取り消され、他奨学金との重複期間の奨学金を全額返済しなければならない。

（8）米山奨学金の非重複性

過去に米山奨学金を受給した者には、応募資格はない。

5 奨学金と奨学期間

（1）奨学金額

奨学金種類	奨学金額
学部課程ロータリー米山記念奨学金	月額10万円
修士課程ロータリー米山記念奨学金	月額14万円
博士課程ロータリー米山記念奨学金	月額14万円

（2）奨学金支給期間

採用された際の学年、および在籍課程への入学月によって奨学期間が異なる。在籍課程へ9、10月に入学している場合は、以下のとおり奨学期間が短縮される（終了年月は、各大学の課程修了年月によって異なる場合がある）。奨学期間は、以下の期間を超えることは出来ない。期間途中で課程を修了する場合はその修了年月で奨学期間が終了する。

【4月入学】

2015年4月採用時の課程・学年	支給期間	奨学期間開始	奨学期間終了
学部3、医歯獣医学部5、修士1、博士2、医歯獣医学系博士3年目の場合 (高専専攻科1、専修学校高度専門士課程3年目)	2年間		2017年3月
学部4、医歯獣医学部6、修士2、博士3、医歯獣医学系博士4年目の場合 (高専専攻科2、専修学校高度専門士課程4年目)	1年間	2015年4月	2016年3月

【9・10月入学】

2015年4月採用時の課程・学年	支給期間	奨学期間開始	奨学期間終了
学部3、医歯薬医学部5、修士1、博士2、医歯薬医 学系博士3年目の場合 (高専専攻科1、専修学校高度専門士課程3年目)	9月入学:1年5ヶ月	2015年4月	9月入学:2016年8月
	10月入学:1年6ヶ月		10月入学:2016年9月
学部4、医歯薬医学部6、修士2、博士3、医歯薬医 学系博士4年目の場合 (高専専攻科2、専修学校高度専門士課程4年目)	9月入学:5ヶ月	2015年4月	9月入学:2015年8月
	10月入学:6ヶ月		10月入学:2015年9月

* 4月以外の入学の場合、奨学期間が短くなる。

⑩ 合格通知・編入学許可書

2015年4月に編入学予定、入学予定の者は、下記AあるいはBのいずれかを提出する。

- A. 編入学許可書の写し。
- B. 合格通知書の写し。

*申込書に記入した2015年4在籍予定校(学部・研究科・専攻)に不合格になった者は、学校担当者を通して当会へ連絡すること。この時点で応募資格を失う。

学校担当者は、入手出来次第、メールに添付し提出する(宛先gakumu@rotary-yoneyama.or.jp)。
提出の最終期限は2015年3月25日。ただし、高専専攻科1年または修士1年合格者に関しては事情により期限を考慮する場合がある

必要書類以外(指導教員以外の推薦状や研究資料など)は、受理しない。送付された場合は、審査の対象としない。

(3) 申込締切

締切:10月15日

被推薦者は、2015年4月に在籍(進学、編入)する指定校の担当者へ各指定校の定める学内募集期間内に申込書類を提出する。学校担当者は、期限内に専用Web画面にて登録申込みを完了する。

*連合大学院に属する学生は、直接指導を受けている(通学している)大学を在籍校とみなす。その在籍校が指定校となっている事が条件となり、その指定校から申込みをする。

7 選考試験

- (1) 選考試験案内: 指定校担当者宛に、2014年11月下旬～12月下旬通知
※指定校担当者専用Web画面にて公表。地区によっては案内が発送される。
- (2) 選考試験対象者: 被推薦者全員に選考試験を実施する。
- (3) 選考試験日程: 2014年12月初旬～翌年1月末日の間に実施する。地区によって実施日が異なる。被推薦者は、学校担当者から日時・場所などが伝えられる。
- (4) 選考試験内容: 面接試験。面接は原則として日本語で行われる。地区によって筆記試験を実施する場合がある。
- (5) 受験場所: 推薦を依頼したロータリー地区で選考試験が実施される。
※連合大学院に属する学生の場合、直接指導を受け通学している大学を在籍校とみなす。

8 選考試結果発表

選考試結果は、12月中旬～2月初旬頃に、合否決定地区順に指定校担当者専用Web画面にて公表すると共に、学校担当者あてに送付される。複数の地区から推薦依頼があった学校には、地区ごとに通知が送付される。学校担当者は、合格者に合格通知を配付する。

結果発表後、合格者は、3月上旬頃までにWEB上で奨学金受給回答と連絡先などの登録を行う。WEB上の登録方法は、合格通知と共に案内する。尚、地区内で合格者が辞退した場合、不合格者から繰り上げ合格とする。ただし、繰り上げ期限はその地区的オリエンテーション開催日(4月～5月中旬)までを期限とする。

*合否に関する問い合わせには、一切答えない。

公益財団法人 ロータリー米山記念奨学会
Tel(03)3434-8681 Fax(03)3578-8281
メール gakumu@rotary-yoneyama.or.jp

6 応募手続について

(1) 応募方法 *個人による当会への申込書の送付、持参は受け付けない。

- 申込者は、申込用紙を米山奨学会ホームページ(<http://www.rotary-yoneyama.or.jp/>)からダウンロードし、必要事項を記入の上、学校の該当窓口へ提出する。
- 学校担当者は、以下①から⑩の申込書類等の記載内容を点検・確認し、全員の書類をとりまとめて専用Web画面で申込申請を行う。発送は受け付けない。⑩のみ学校担当者経由のメールで受け付ける。

(2) 必要書類と提出に際しての注意

申込書類は、以下の通り。申込者が日本語ですべて記入すること。

① 米山記念奨学生申込書	本人が記入した内容を学校担当者が専用Web画面に入力する。
② 顔画像データ 6ヶ月以内に撮影したもの。上半身正面像4.0cm×3.0cm、1MB以内。 写真店などで受け取ったデータまたはスマートフォン向け証明写真作成アプリケーションを利用した画像データなどを学校担当者に提出すること。	学校担当者は、申請登録の際、jpg、png、gif形式で左記のサイズ、容量で専用Web画面からアップロードする。
③ 経歴書	
④ 指導教員の推薦状 必ず、指導教員の認印を押す。入学者、編入者は、入学・編入先の教員でなく、現在の指導教員による推薦状を提出する。1枚に收め、ワードなどで作成の場合は、A4用紙に所定用紙と同じ項目を記載すること。 ※日本語ではない場合は訳をつけてください。※外国人教員で印を使用しない場合は署名のみで可	
⑤ 研究計画書（当会所定用紙使用）「研究の意義・目的」 800字以内。日本語で黒インクまたは黒のボールペンを使用し、被推薦者が記入すること。所定の原稿用紙を使用のこと。所定用紙以外の提出は認めない。 テーマ：「私の研究・学習の意義と社会に与える影響」	
⑥ 小論文（当会所定用紙使用） 800字以内。日本語で黒インクまたは黒のボールペンを使用し、被推薦者が記入すること。所定の原稿用紙を使用のこと。所定用紙以外の提出は認めない。 テーマ：「なぜ、留学先に日本を選んだのか。日本留学を終えた後の将来計画」	学校担当者がPDF化し、WEB専用画面でアップロードする。
⑦ 日本における前年度の成績表、あるいは提出可能な最近の成績表 海外の学校から日本の学校へ入学予定で、日本の成績表が出ない場合、または学校の制度によりまだ成績が出ない場合は不要。面接に間に合う場合は会場に持参し提出。それ以外は受け付けない。	注) ③～⑥は、アップロードの前に、専用Web画面にて付与される「申込番号」を担当者で必ず記入すること。
⑧ パスポートの写し 身分事項のページ（姓、名、国籍、生年月日、性別などが記載されたページ）。顔写真部分が鮮明であること	
⑨ 住民票（被推薦者本人を証明するもの） 2014年4月以降に居住地の市區町村役所（署）で発行され、下記事項記載のもの。 ・在留期間：在留期限が2014年10月1日以降。 ・国籍：日本国籍以外（「4. 応募資格の(1)国籍とビザ」を満たすこと） ・在留資格：留学の認定を受けているものは「難民認定書」を防ぼうする形で当会あてに送付すること。「留学」以外の場合は、2015年3月25日までに在留資格を「留学」に変更し提出。	